

令和7年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定書（案）

富山県教育委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県立高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「県立学校」という。）に入学する生徒（保護者）が購入する学習者用端末等（以下「端末等」という。）の販売に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、この協定書に定める各条項のほか、別紙「令和7年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売 仕様書」に従い、協定書記載の内容を誠意をもって履行しなければならない。

第2条 学習者用端末等の台数及び単価（税込）については、下表のとおりとする。

物品項目	台数 (予定)	1台当たりの価格 (税込み)	合計価格 (予定)
A端末			
B端末			
C端末			

2 前項の台数及び合計価格については、次の場合により増減することがある。これにより、購入台数が減った場合においても、減った台数を甲が補償して購入するものではない。

(1) 入学者等の増減があった場合

(2) 本協定で定める学習端末を購入せず、各県立学校が認めた他の端末を学習端末として使用する入学者がいる場合

(3) 貸出用端末の貸与を希望する入学者が出た場合

3 第1項の学習者用端末等については、令和7年8月31日までに購入時に指定する場所に納入すること。

第3条 乙が生徒（保護者）（以下「購入者」という。）へ販売する価格は協定単価とし、購入者が乙へ支払う。

2 乙は、上記協定単価の支払いの確認が取れない場合は、確認が取れるまで販売しないことができる。

第4条 乙は天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第5条 甲は、乙が次の各号に該当するときには、何らかの催告を要せずこの協定を破棄することができる。この場合において、破棄により乙に損害が生じた場合であっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 納入期限までに納入できる見込みがないと認められたとき、又は協定内容を履行しなかったとき。

(2) 納入に関し不正の行為があったとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき

(4) その他協定に反したとき。

第6条 乙の責に帰すべき理由により協定を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この協定によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第8条 乙は、この協定による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「情報セキュリティに関する特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会 教育長 廣島 伸一 印

乙 住所
会社名
代表者